

◎新潟県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年6月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類及び路線名
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置
佐渡市窪田字砂浜1103番98から同市窪田字砂浜1106番63まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 海岸管理者 新潟県知事 花角 英世
所在 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の水たたき工の舗装面及び海岸護岸天端より上部の改築、維持又は修繕等（明らかに乙が施工する海岸保全施設に関する工事に起因し生じた破損等の修繕は除く。）以外の部分の改築、維持又は修繕等
- 5 管理の期間
平成31年4月11日から当該施設の存続する日まで